

22み監査第 71号

平成22年10月28日

みよし市長 久野知英様  
みよし市議会議長 久野泰弘様  
みよし市教育委員会委員長 岡本洋子様

みよし市監査委員 倉本繁八  
同 山田隆司

随時監査（保管現金等に関する監査）の結果について（報告）

地方自治法第199条第5項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

# 随時監査結果報告書

## 第1 監査の種別

随時監査

## 第2 監査の対象部局

総務部	総務課
政策推進部	秘書広報課
市民生活部	市民課（市民情報サービスセンターを含む）、税務課、収納課、 環境課、保険年金課
市民協働部	生涯学習課
健康福祉部	福祉課（保健センターを含む）、高齢福祉課
経済建設部	みどりの推進課（緑と花のセンター）、道路下水道課
教育部	教育行政課（図書館、中央公民館を含む）、スポーツ課
出納室	会計課
議会事務局	議事課
市民病院	管理課

## 第3 監査の実施日

平成22年9月30日

## 第4 監査項目

つり銭、資金前渡金等の現金及び切手等現金に準ずるものの保管及び取扱いについて

## 第5 監査の方法

市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、保管現金等が適切に保管、出納管理されているか、実査並びに関係書類及び諸帳簿等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して監査を実施した。

## 第6 監査の結果

保管現金等の出納は、みよし市予算決算会計規則及びみよし市物品管理規則等に基づいて概ね適切に管理されていると認められた。

しかしながら、切手の受払に係る管理が切手管理要領（平成19年12月28日制定）第4条の規定に基づいて行われていない所属が見受けられたので、当要領に基づく切手の適正管理について徹底を図られたい。

また、一部の所属で利用料金日計表について、鉛筆書きによる記載が見受けられたが、本監査において指摘に該当するものはない。

## 第7 監査対象事務

対象部署	保管現金、現金に準ずるもの等監査対象
総務課	つり銭、切手、ETCカード
秘書広報課	資金前渡金、タクシーチケット、図書カード、ETCカード
市民課	つり銭、郵便小為替
市民情報サービスセンター	つり銭
税務課	つり銭
収納課	つり銭
環境課	つり銭、粗大ごみ処理券、指定ごみ袋（在庫管理表の確認のみ）
保険年金課	つり銭
生涯学習課	つり銭
福祉課	在宅心身障害者タクシー利用券
保健センター	つり銭
高齢福祉課	つり銭、切手
緑と花のセンター	つり銭
道路下水道課	つり銭、切手
教育行政課	資金前渡金
図書館	つり銭
中央公民館	つり銭
スポーツ課	つり銭、学校スポーツ開放みよし市発行利用券、切手、はがき
会計課	つり銭、愛知県証紙
議事課	資金前渡金、ETCカード、タクシーチケット
市民病院管理課	つり銭、切手、タクシーチケット